

谷島洋司市長に対する辞職勧告決議

われわれ石岡市議会は、令和6年第4回定例会において谷島市長の辞職を求める決議を可決し、谷島市長の市政運営における戦略性の欠如、事業の進め方の不手際、または危機管理能力の欠如などを指摘した。

しかし、当該決議後に新聞等で報じられた市長の発言からは、自らの市政運営に対する反省や、議会との対話を重んじ相互理解を深めようとする姿勢は見られず、「議会のルールが無視されている」「紆余曲折と言われる筋合いはない」などなど、議会からの指摘に議会批判で応じるという態度に終始した。

これらに対しては、本年1月31日に招集された令和7年第1回臨時会における緊急質問の場で同僚議員が質したところであるが、市長はこの質問に反問権の行使という形で応じた。

そもそも反問権は、われわれ石岡市議会が、議会基本条例を定める際に市長及び他の執行機関に付与した権利である。しかしながら、第1回臨時会で谷島市長が行った反問権の行使は、反問を通じて質問者に質問の主旨をそらさせ、最終的に答弁を逃れる手段とするための行使であった。これは、権利を付与したわれわれ石岡市議会の意思に反し、議会制度を冒瀆する行為である。

われわれは、令和6年第4回定例会で行った谷島市長の辞職を求める決議によって、第一には市長が職を辞すること、第二には市長が過去の態度を深く反省し、議会と議論を深めながら市政運営を行っていくことを強く願った。しかし、これまで述べてきたように、決議後の市長の態度はわれわれの願いをことごとく裏切るものであり、谷島市政は極めて独善的な運営に陥りつつある。

よってわれわれは、令和6年第4回定例会と同様に、石岡市と石岡市民をこの停滞から救い出し、石岡市の未来を切り拓くため、石岡市民を代表して、谷島市長に潔く職を退くよう求めるものである。

以上、決議する。